

中小静岡 企業財閥

APRIL 4 No.713

■特集

平成25年度 静岡県経済産業施策の あらまし

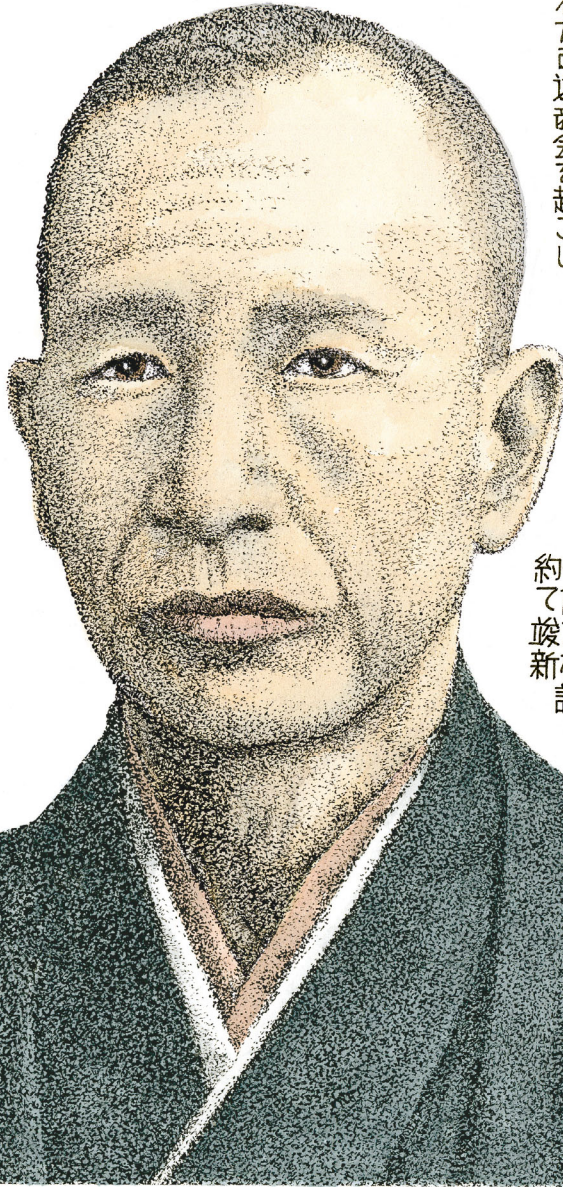
■クローズアップインタビュー

企業組合テクノシステムズ
松坂 孝 理事長

■シリーズ「くみあい百景」

企業組合鷺沢風穴

五年後に西遠銀行に改組、若くして
銀行頭取として各地を踏み出す。
この頃、静岡県は全国的にも過半数は
まらした銀行が、遠州地方に集約して
クラスの銀行を遠州各地に展開し、
商工業が盛んな遠州地方に集約して
有力銀行の合併を進め、一九二〇年
正九銀行の合併で最大の資本力を持つ
遠州銀行を作った。遠州銀行は、
を第一銀行として、七代目まで、
取締に就任するが、繁太郎の頭取が
会長として、静岡銀行を地方銀行の
に育て上げていった。

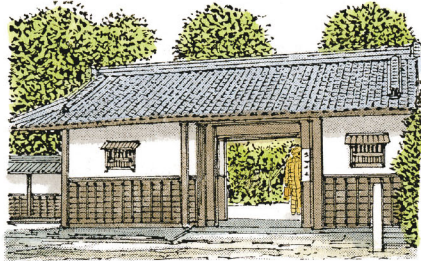
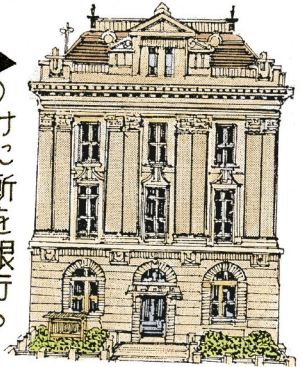


◆輝くしずおかの先人(四)
静岡銀行の礎を築いた
産業人

平野 又十郎

平野又十郎は天竜川河口の掛塚村
(現磐田市掛塚)の回船問屋林文吉
の八男幹造として生まれる。
一八七七(明治十)年二四歳の時
に貴布祢(きぶね)村(現・浜松市浜北
区貴布祢)の豪農平野家の養子とな
り、五代目又十郎を継いで平野家当
主となる。
産業人としての又十郎は二十代の
一八八〇年浜松で金融と貿易業を兼
ねた西遠商會を起し、

西遠銀行本店▶
(浜松市中区)
約一年半の歳月をかけて1916年(大正5年)に
竣工。当時としては斬
新なデザインで威容を
誇っていた。遠州銀
行設立の際同行
の本店となっ
た。



▲平野又十郎屋敷跡長屋門(浜松市
浜北区貴布祢)又十郎の屋敷跡は
広く市民に開放されている。敷
地内には又十郎が私財を
投じて設立した平野
社団の社屋が
ある。

お申し込み
受付中

個人のお客さま向け

インターネットバンキングを 始めませんか？



●ご利用いただくためには「**商工中金ダイレクト***」へのお申し込みが必要となります。

*商工中金ダイレクト：従来のテレホンバンキングに、インターネットバンキング、モバイルバンキングを加えた3つのサービスの総称です。

インターネットバンキング、モバイルバンキングの主な特徴

- POINT 1** お客さまのパソコン(インターネットバンキング)、携帯電話(モバイルバンキング)でラクラク簡単にお取引引きいただけます(原則24時間ご利用いただけます)。
- POINT 2** 基本使用料は無料、専用ソフトも不要です。
- POINT 3** 新型定期預金「マイハーベスト」等の定期預金のお預け入れの他、お振込・お振替、残高照会、入出金明細照会などがご利用いただけます。

* インターネットバンキング、モバイルバンキングはシステムメンテナンス等によるサービス利用停止期間がございます。

* モバイルバンキングでは、定期預金のお預け入れ等一部のサービスはご利用いただけません。

* 「商工中金ダイレクト」は**総合口座**をお持ちの個人のお客さま向けのサービスです。債券総合口座通帳をお持ちのお客さまは、総合口座通帳へお切り替えいただく必要があります。また法人、個人事業主の方が事業でご利用する場合は、法人のお客さま向けの「商工中金ビジネスWeb」をご利用ください。

* 「商工中金ダイレクト」をご利用いただくには、お申し込み手続きが完了し、契約者カードがお手元に届いている必要があります。商工中金ダイレクトのお申し込みをいただいてから契約者カードがお手元に届くまで2週間程度かかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

* ご利用いただくには、インターネットに接続できるパソコン(もしくは携帯電話)とEメールアドレスが必要です。お客さまのパソコンのご利用環境や携帯電話の機種によっては、ご利用いただけない場合もございます(モバイルバンキングをご利用になる場合も、インターネットバンキングによる初期設定が必要となります)。

サービスの概要やご利用いただく上での留意事項につきましては、**当金庫ホームページ**をご覧ください。

お問い合わせ 商工中金ダイレクトバンキングセンター

☎0120-299-233(平日 9:00~19:00) ☑ <http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

●インターネットでもご覧いただけます

中央会静岡

検索

↓
トップページ右上の

「今月の中小企業静岡」をクリック!

<http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyo/1304/index.html>

目次

INDEX

特集	平成25年度 静岡県経済産業施策のあらまし	2
クローズアップ インタビュー	長年培ったスキルとノウハウで 地域の企業を元気に! 企業組合テクノシステムズ 松坂 孝 理事長	9
Business Report	県内の伝統工芸品を一堂に展示 ほか	10
Topics	日中関係の悪化が景況に大きな影を落とす 年末には回復基調に～平成24年県内中小企業の景況～	12
革新企業	深蒸し茶の素晴らしさを味わおう! 有限会社クリンティ松野（静岡市葵区）	15
景況ウォッチ	2月の情報連絡員月次景況調査より	16
ネットワーク	従業員数が100人以下の事業主の皆さま 改正育児・介護休業法が全面施行されます！ ほか	20
シリーズ 「くみあい百景」	豪快な自然の石灰岩洞窟で 地域の活性化を図る 企業組合鷺沢風穴	22
読者プラザ	静岡県清水青年中央会 古郡 永記 ^{としのり}	24

特集

平成25年度 静岡県経済産業施策のあらまし

静岡県経済産業部では、大きく変化する国内外の経済社会情勢に的確に対応しつつ、県総合計画（基本計画）や県経済産業ビジョンの最終年度に向けた一層の取り組み強化を図るため、「一流の「ものづくり」と「ものづかい」による新たな産業の創出と集積」を施策体系の中心に据え、平成25年度事業を推進していく考えだ。

特集では、県経済産業部が新年度に展開する事業の概要を紹介する。

主要事業の概要

新結合による「場の力」の向上

- ・食に関わる仕事人と生産者や消費者との連携や優れた農林水産物のブランド認定によるPR強化、本県にある豊富な和の食材を活かした和食文化の推進を通じて、「食の都」づくりを進める。
- ・本県の茶に関する資源の研究、茶業界の経営体質の強化を図ること、茶業振興の新たなコンセプトである「茶の都」の構築を目指す。
- ・花き産業の振興と花や緑の活用を推進することにより、「花の都」づくりに向けた取組みを強化する。
- ・高速道路のサービスエリア等を本県農林水産物の販路拡大の拠点として活用する取組みを進める。
- ・これらの展開を図ることで、本県における6次産業化のさらなる推進と生産・加工・販売のそれぞれに携わる事業者の経営安定につなげていく。

■事業名（主な事業を要約・抜粋）

一、九〇〇万円

農林漁業者と中小企業者の交流を促し、新商品の開発や販路開拓を図るとともに、地域をあげた6次産業化の推進を重点的に支援する。

●ふじのくに「食の都」づくり推進事業費

（マーケティング推進課）

二、七三〇万円

「食」に関わる人材の表彰や仕事人・生産者・消費者の連携による取組みを推進するほか、新東名高速道路や東名高速道路のサービスエリアなどでの農林水産物等の販売を通じた「食の都」の情報発信を行う。

●ふじのくにブランド販路開拓支援事業費

（マーケティング推進課）

【新規】二、八七五万円

本県の優れた農林水産物等をブランド認定し、東京都内に設置するアンテナコーナーにおいてPRするとともに、海外への輸出の拡大に取組む。

●ふじのくに多彩な和食文化推進事業費（茶業農産課）

○「食の都」づくりの更なる推進

●6次産業化推進事業費

（マーケティング推進課）

平成25年度 静岡県経済産業部の施策体系

静岡県総合計画（基本計画）、静岡県経済産業ビジョンの最終年度に向けた一層の取組み強化

一流の「ものづくり」と「ものづくり」による新たな産業の創出と集積

1

新結合による「場の力」の向上

- 「食の都」づくりの更なる推進
- 「茶の都しずおか」の構築
- 「花の都しずおか」に向けた取組み

2

次世代産業の創出

- 新成長産業の戦略的育成
- 静岡新産業クラスターの推進と連携強化
- 海外成長力の取込みによる本県のものづくりの進化
- 新たな企業立地と地域産業創出の推進

3

次代の産業を拓く人材育成

- 明日の産業を担い、経済を支える人材の育成
- 業間を越えた人材ネットワークの促進
- 就労支援体制の強化による一層の雇用促進

4

豊かさを支える農林水産業の強化

- 農業生産力強化と農地の有効利用
- 県産材の需要拡大と供給体制の強化
- 水産業の生産力と経営基盤の強化

5

豊かさを支える地域産業の振興

- 中小企業の経営革新の促進と支援
- 円滑な資金調達や下請企業の支援
- 利便性の高い買い物環境の整備

静岡県雇用創造アクションプラン

内陸のフロンティアを拓く取組み（全体構想）

新規 一、三〇〇万円

米、茶、魚など和食の基本となる食材が豊富な本県の特長を活かした食育活動を推進し、消費拡大及び生産振興を図る。

●ふじのくに農芸品フェア開催事業費(みかん園芸課)

一、五二〇万円

農林水産業関係団体とともに、県内農林水産物を一堂に集めてPRする「ふじのくに農芸品フェア」を開催する。

●水産新ビジネスチャレンジ支援事業費(水産振興課)

一八〇万円

水産業の6次産業化等による漁業地域の活性化を推進するため、漁協等による地元の水産物を活かした新ビジネスの立ち上げを支援する。

○「茶の都 しずおか」の構築

●「茶の都 しずおか」づくり推進事業費(茶業農産課)

新規 九〇〇万円

本県の茶に関する資源の調査研究、有識者による検討等を通じて、茶業振興の新たなコンセプトである「茶の都」づくりを推進する。

●茶業経営体質強化推進事業費(茶業農産課)

新規 三、七二七万五千元

茶業の経営体質を強化するため、地域の核となるモデル茶工場への重点的支援、静岡県立大学に新設される「茶学総合講座」での調査研究のほか、茶園の集積と併せた簡易な基盤整備に対する助成等を行う。

●新・静岡茶グローバル戦略推進事業費(茶業農産課)

九、二六〇万円

平成二五年春と秋に第五回世界お茶まつりを開催するための経費のほか、世界に向けた静岡茶の魅力、茶に関する文化、学術情報の発信等を行う。

○「花の都 しずおか」に向けた取り組み

●花の都づくり推進事業費(みかん園芸課)

一、〇〇〇万円

花き産業の振興と消費拡大を図るため、新たな花・緑の活用や地域活動推進に向けて基本構想の策定を行う。

●浜名湖花博一〇周年記念事業・全国都市緑化フェア開催事業費(みかん園芸課)

新規 四億六〇〇万円

平成二六年春の開催に向けて実

施運営計画を策定するとともに開催準備を行う。

次世代産業の創出

・次世代自動車や新エネルギー等、新たな成長が見込まれる分野に取組む県内企業を支援する。

・ファルマバレープロジェクトをはじめとする静岡新産業集積クラスターにおける研究開発成果の事業化・製品化への取組みへの支援を推進する。

・東南アジアにビジネスサポートデスクを設置し、県内企業の円滑な海外展開を支援する。

・工場等の新増設に関する経費助成により、企業の立地や定着の促進を図る。

・国内外の成長分野の企業誘致や企業集積を促進する。
・地域活性化を目指すスポーツ産業の振興を図る。

○新成長産業の戦略的育成

●新成長産業戦略的育成事業費助成(新産業集積課)

新規 四億円

地域企業が取組む次世代自動車、新エネルギー、医療・福祉機器などの新たな産業分野における

研究開発から試作実証実験、製品化・事業化、販路開拓まで一貫して支援する。

●中小企業向け制度融資促進費助成(うち成長産業分野支援資金)(商工金融課)

三、三五〇万円

「融資枠一〇〇億円」中小企業者等の資金調達の円滑化を図るための融資制度に、新たに成長産業分野支援資金を創設し、通常の資金より高い利子補給を行う。

○静岡新産業クラスターの推進と連携強化

●静岡新産業集積クラスター関連事業費(新産業集積課)

二億四、六五〇万円

ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレーの三つのプロジェクトを推進する中核支援機関及び研究開発成果の事業化等に取組む地域企業等を支援する。

●ファルマバレープロジェクト機能強化事業費(新産業集積課)

一、八二〇万円

ファルマバレープロジェクトの機能強化を図るため、旧県立長泉高校跡地を活用した拠点整備計画

を策定するとともに、「ふじのくに先端医療総合特区」を推進する。

●新成長戦略研究費

(研究調整課)

三億円

産学民官の連携等により、本県の新たな成長に貢献するための研究を重点的に行う。

○海外の成長力の取込みによる本県のものづくりの進化

●東南アジアビジネスサポートデスク設置事業費助成

(企業立地推進課)

新規 一、〇〇〇万円

県内企業の円滑な海外展開を支援するため、東南アジア三か国に、現地で企業支援を行うビジネスサポートデスクを設置する公益社団法人静岡県国際経済振興会に対して助成する。

○新たな企業立地と地域産業創出の促進

●新規産業立地事業費助成

(企業立地推進課)

一七億円

●地域産業立地事業費助成

(企業立地推進課)

一一億円

企業立地・定着を促進するため、

工場等の新增設に要した経費に対して、助成する。

●スポーツ産業振興事業費

(商工振興課)

五〇〇万円

地域経済の活性化を目的としたスポーツ産業の振興について、全国的な展開を図る。

次代の産業を拓く人材育成

・就業者の育成を支援すること
で、農林業並びに水産業の新たな担い手の確保を図る。

・様々な事業の展開により、若年者、中高年齢者、子育て女性といった幅広い年齢層にわたる人々の就業を支援する。

・各種技能競技大会の開催や出場選手の育成強化を支援し、ものづくりにおける高度な技能・技術の継承を図る。

・人材不足に悩む福祉・介護分野や中小企業と求職者とのミスマッチの解消に努める。

○明日の産業を担い、経済を支える人材の育成

●農林業を支える元気な担い手支援事業(農業振興課、林業振興課)

一億七、八五〇万円

農林業を支える新たな担い手を確保するため、新規就業者の育成支援等を行う。

●水産業フロンティア人材育成事業費(水産振興課)

二、五五九万三千元

水産業を支える新たな担い手を確保するため、失業者や未就職卒業者を対象に、就業に向けた実践的な研修を行う。

●成長産業分野人材育成支援事業費(職業能力開発課)

一、一二〇万円

地域企業の成長産業分野への事業展開を促進するため、生産部門の技術者を対象とした職業訓練を実施する。

●ふじのくに技能の場力強化事業費(職業能力開発課)

二、七二〇万円

技能者の社会的評価の向上や、ものづくりにおける高度な技能・技術の継承を図るため、WAZAチャレンジ教室の開催、技能マイスターの認定・活用、静岡県ものづくり競技大会の開催、各種技能競技大会出場選手の育成強化に対する助成を行う。

●業間を越えた人材ネットワークの促進

●ふじのくに次代の産業を拓く人材育成事業費

(農業振興課、水産振興課、政策監)

新規 五〇〇万円

地域経済のリーダーや女性起業家の育成、業界を越えたネットワーク構築により、本県の発展を担う産業人材の創出を図る。

○就労支援体制の強化による一層の雇用促進

●しずおかジョブステーション運営事業費(雇用推進課)

新規 一億三五〇万円

新卒者から若年者、中高年齢者、子育て女性まで、幅広い求職者を対象とするワンストップ就労支援機関を、国と一体となって設置、運営する。

●雇用のミスマッチ解消事業費(雇用推進課)

一、三三〇万円

雇用のミスマッチを解消するため、求職者就職面接会、人材確保セミナー、福祉・介護分野の就業セミナー等を開催する。

●働いてよし新卒者就職応援事業費(雇用推進課)

一、五七〇万円

就職面接会、U・Iターン就職フェアの開催などにより、新卒者

等の就職を総合的に支援する。

●障害者就労促進総合支援事業費

(雇用推進課)

一億一六〇万円

障害者雇用アドバイザー、ジョブコーチの派遣や障害者就労応援団を活用したセミナー・見学会の実施など、障害のある方の雇用を総合的に促進する。

●緊急経済対策民間活力等推進事業費(雇用推進課)

二七億二、五四一万二千元

緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、民間からの提案を募集するなど、一時的な雇用機会の創出及び地域のニーズに応じた人材を育成する事業等を実施する。

●緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費助成(雇用推進課)

一三億五、〇〇〇万円

緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、県内市町が実施する求職者に対する一時的な雇用機会の創出及び地域のニーズに応じた人材を育成する事業に対して助成する。

●ふじのくに地域企業ワークライフ・バランス支援事業費

(労働政策課)

五五〇万円

ワーク・ライフ・バランスシン

ポジウムの開催や次世代法に基づく事業主行動計画の策定を支援するなど、企業のワーク・ライフ・バランスの取組みを促進し、人材確保に繋がる魅力ある就業環境の整備を推進する。

豊かさを支える農林水産業の強化

・ビジネス経営体を育成し、企業の農業参入を支援することで農地の有効利用と農業生産力の強化を図る。
・「しずおか優良木材」等を使用する木造住宅の建築等に対する助成や県が有する施設への県産材の利活用によって県産材の需要を喚起するとともに、木材流通施設等の整備を支援し供給体制の強化を図る。
・生産力や経営基盤の強化、また水産資源の適切な管理により、漁業地域の活性化と漁業者の経済的安定を推進する。

○農業生産力強化と農地の有効利用

●農ビジネス拡大総合支援事業費

(農業振興課)

九二〇万円

農ビジネスの拡大を図るため、

経営力の強化及び新規企業参入促進の視点に立った施策を総合的に推進する。

●強い農業づくり整備事業費助成

(農山村共生課)

三、三二五万二千元

地域農業の構造改革を推進し、農業の生産性の向上等を図るため、共同利用施設の整備等に対して助成する。

●農地集積対策事業費助成

(農業振興課)

一、〇〇〇万円

ビジネス経営体等を育成するため、公益社団法人静岡県農業振興公社が行う農地保有合理化対策に対して助成する。

●耕作放棄地解消総合対策事業費助成(農業振興課)

六、五八〇万円

二、〇〇〇畝の耕作放棄地の解消を目指し、県と市町等が協働して耕作放棄地の再生利用活動を積極的に支援する。

●鳥獣被害防止総合対策事業費助成(農山村共生課)

八、三六〇万円

鳥獣被害対策の推進を図るため、市町の被害防止計画に基づく侵入防止柵や簡易獣肉処理施設の設置等に対して助成する。

●施設園芸における太陽光発電普及事業費助成(みかん園芸課)

[新規] 一、一〇〇万円

農業分野における太陽光発電の利用促進を図る。

●農業振興資金利子補給金

(組合金融課)

九、七三二万六千元

「融資枠二二億円」農業経営の改善や近代化などを図る農業者等への融資に係る利子補給等を行う。

●特定家畜伝染病対策事業費

(畜産課)

四、九四〇万円

家畜伝染病の発生や拡大を防ぐとともに、発生時の速やかな初動防疫により早期の清浄化を図る。

○県産材利用促進、需要の喚起と供給体制の強化

●住んでよし しずおか木の家推進事業費助成(林業振興課)

二億円

県産材の需要を喚起するため、一定量以上の「しずおか優良木材」等を使用する木造住宅の建築等に対して助成する。

●公共建築物木使いモデル事業費

(林業振興課)

五、〇〇〇万円

県有施設への県産材の利活用を通じて木の良さをPRし、県産材の利用を促進する。

●森林整備加速化・林業再生事業費（林業振興課）

二四億四、八〇〇万円

林業の持続的な発展等を図るため、木材加工流通施設等の整備に對して助成する。

○水産業の生産力と経営基盤の強化

●沿岸漁場整備開発事業費

（水産振興課）

一億三、八〇〇万円

沿岸域の漁業生産の向上のため、魚礁漁場の造成を行う。

●水産業振興資金利子補給金

（水産振興課）

一億九六〇万八千円

漁業の近代化や漁業経営の基盤強化等を図る漁業者等への融資に係る利子補給等を行う。

●資源管理・漁業経営安定事業費

助成（水産振興課） 七〇〇万円

漁獲の持続的発展を図る資源管理の推進と、脆弱な漁業経営の安定化を支援するため、漁業共済の漁業者負担額の一部を助成する。

●魚介類種苗生産施設関連事業費

（水産資源課）

四億七、九二六万六千円

温水利用研究センターにおける種苗生産を継続する。

豊かさを支える地域産業の振興

・金融・経営支援により、厳しい経営環境にある地域企業の経営強化を進める。

・県内各商工団体への支援を通じて、中小企業の経営改善計画の作成等、中小企業金融円滑化法終了後における対応を図る。

・中小企業者等の事業継続計画（BCP）の策定を促進することで、万一、天災等が起きた場合でも、企業が速やかに事業を再開できる体制づくりにつながっていく。

・地域の特色を活かした商業活性化策を支援することで、利便性の高い買い物環境を整備する。

○中小企業の経営革新の促進と支援

●地域産業総合支援事業費助成

（経営支援課）

一億三、〇〇〇円

「経営革新計画」への取組みを促進するため、中小企業者等が行

う新商品・新技術等の開発や販路開拓に對して助成する。

●中小企業経営革新支援指導事業費（経営支援課）

一、六八〇万円

中小企業者等の経営革新を支援するため、「経営革新計画」の制度の普及や計画策定の指導等を行う。

●小規模事業経営支援事業費助成

（経営支援課）

二五億一、四〇〇万円

小規模事業者の経営改善のための支援事業を行う商工会及び商工会議所等に對して助成する。

●中小企業金融円滑化対策事業費助成（経営支援課）

一、六八〇万円

中小企業金融円滑化法終了に對応するため、専門家を派遣し中小企業の経営改善計画の作成等を支援する商工団体に對して助成する。

○円滑な資金調達や下請企業の支援

●中小企業向制度融資促進費助成

（商工金融課）

三〇億三、七〇〇万円

経営改善や経営安定、創業・経営革新等を図る中小企業者等への

融資に係る利子補給を行う。

●下請振興等事業費助成

（地域産業課）

六、九〇〇万円

下請中小企業の振興を図るため、受注機会拡大の支援や下請取引の適正化の推進、中小企業への情報提供等を行う公益財団法人静岡県産業振興財団に對して助成する。

●新BCPモデルプラン策定・普及啓発事業費（商工振興課）

二、三〇〇万円

中小企業者等の事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、モデルプランの改定とその普及啓発を図る。

○利便性の高い買い物環境の整備

●地域商業パワーアップ事業費助成（地域産業課）

一、〇〇〇万円

魅力ある商業環境づくりを推進するため、個店の魅力アップ、タウンマネージャーの配置等、地域の特徴を活かした商業活性化策に取組む市町に對して助成する。

静岡労働局からのお知らせ

次世代法に基づく「一般事業主行動計画」の認定について

次世代法に基づく認定を取得し、くるみんマークを活用しましょう！
～「くるみん」のいる会社は働く人の子育てをサポートしています～

○次世代法に基づく認定とは

次世代法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、その計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、労働局長の認定を受けることができます。次世代法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。

「一般事業主行動計画」とは、企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策を定めるものです。計画を策定した企業は、「一般事業主行動計画策定届」を都道府県労働局に届け出ることであります。



○認定のメリット

認定を受けた企業は、くるみんマークを商品、求人広告等に表示し、子育てサポート企業であることをPRすることができます。その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

さらに、平成23年度からは、雇用促進税制の一環として、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができるとする税制優遇制度が設けられました。

○平成25年1月末現在の県内の認定企業は25社です。静岡労働局ホームページをご参照ください。

http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/kintou10.html

※お問い合わせは、静岡労働局雇用均等室 TEL054-252-5310 まで。

労働基準法施行規則の改正(労働契約時の書面による明示)

労働条件通知書 (一般労働者用; 常用、有期雇用型)	参考様式 モデル労働条件通知書 (一般労働者用; 常用、有期雇用型)
<p>労働条件通知書</p> <p>期 間 年 月 日</p> <p>事業場名称・所在地 使用者 職氏名</p> <p>契約期間 期間の定めなし、期間の定めあり(年 月 日～年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他()]</p> <p>就業の場所 従事すべき業務の内容</p> <p>就業の時刻、休憩時間、就業時間、就業時間(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。所定時間外労働の有無に関する事項</p> <p>休日</p> <p>休 暇</p>	<p>賃 金</p> <p>1 基本賃金 イ 月給 () 円、ロ 日給 () 円 ハ 時間給 () 円、ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 () 円 ※ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ () 手当 () 円 / 計算方法: () ロ () 手当 () 円 / 計算方法: () ハ () 手当 () 円 / 計算方法: () ニ () 手当 () 円 / 計算方法: ()</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に對して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 () % 月60時間超 () % ロ 休日 法定休日 () %、法定外休日 () % ハ 深夜 () %</p> <p>4 賞金給付日 () 一毎月 日、() 一毎月 日 5 賞金支払日 () 一毎月 日、() 一毎月 日</p> <p>6 賞金の支払方法 () 7 労使協定に基づく賞金支払時の控除 (無、有 ()) 8 昇給 (時期等) () 9 賞与 (有 (時期、金額等))、(無) () 10 退職金 (有 (時期、金額等))、(無) ()</p> <p>退職に関する事項</p> <p>1 定年制 (有 (歳)、無) () 2 継続雇用制度 (有 (歳まで)、無) () 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 ()</p> <p>その他</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条 ・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有、無) () ・その他 ()</p> <p>※ 以上のほかは、当社就業規則による。 ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。</p>

「労働契約法」の改正とともに、労働契約締結時の労働条件の明示(労働基準法第15条)に関する労働基準法施行規則第5条が改正され、労働契約締結時に、契約期間とともに「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」が書面の交付により明示しなければならない法定事項になり、(1)更新の有無の明示、(2)更新の基準の明示が追加されました【上のモデル様式の矢印一部分】(平成25年4月1日から施行)。改正の詳細は次の厚生労働省ホームページをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/meiji/
改正後のモデル労働条件通知書(様式)は以下をご参照ください。(ダウンロードして使用できます)
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/pamphlet.html
※お問い合わせは、静岡労働局総務部企画室TEL054-254-6320 又は労働基準部監督課TEL054-254-6352まで。



長年培った スキルとノウハウで 地域の企業を 元気に！

企業組合テクノシステムズ
松坂 孝 理事長

県 東部地区の大手メーカーで長年にわたり生産現場の第一線に立ち、「日本のものづくり」を支えてきたシニア技術者で組織する組合の理事長を設立以来務めている。

「今年で一〇年目になります。組合では企業の技術改善をはじめ、ISOの取得やBCPの策定支援、静岡県沼津・富士工業技術支援センターによるセミナーへの講師派遣などを行っています。七名の組合員もやりがいを感じ、大いに張り切っているところです」。

北海道函館市の出身。大学工学部で電気工学を学び、卒業後、東芝(株)に入社。川崎市の柳町工場を皮切りに冷熱技術研究所、富士工場(現 東芝キャリア(株)富士事業所)で執務し、冷熱や空調機器などの研究開発、製造に携わるなか、五一歳の時に富士工場内で先駆けて技術士資格を取得。組合には、退職後に立ち上げた技術士事務所代表として参画している。

支援の様子を尋ねると「大手では担当範囲が狭く、その中で専門性をより高めて仕事にあたっていました。しかし企業への支援では、経理や営業などこれまで未経験のことにも関わるため、組合員は視野をより広げる必要があります。現役時代の肩書は一切通用しません。やはり重要なのは資格。組合員の有する資格はISO登録審査員、機械

検査技能士、計量士、電気主任技術者など多彩ですが、さらに上積みを図るなど、各自が日々スキルアップに努めています。われわれの使命は支援先の業績向上。企業の方と幾多の苦勞を乗り越えての達成感、何物にも代えがたいですね」と答えてくれた。

最近では企業以外からの支援依頼も増え、内容も多岐にわたっている。「最近では製品の設計開発面での要望が増えつつあります。この点に強い人材を組合に加え、応えていきたいと考えています」。

また、環境ISOの取得を支援した企業の従業員で組織する環境団体と連携し、地域貢献を模索しているところだと先を見据える。沼津工業高等学校客員教授、県立沼津技術専門学校講師として教鞭を執るなど多忙な毎日を送る。

「沼津高専では工業熱力学と工業英語、技術専門学校では生産工学や計測工学を週二日ほど教えています。高専の授業は東芝在職時から一五年以上になります。学生と触れ合うことで、こちらからパワーをもらっていますよ」元気の源はここにあるようだ。趣味は海釣り。長男が経営する釣り船で、駿河湾沖に出かける。「釣り歴は半世紀以上。大海原を眺めながらのんびりと釣り糸を垂れる。まさに至福の時です」。



県内の伝統工芸品を一堂に展示

静岡県郷土工芸品振興会

静岡県郷土工芸品振興会主催による静岡県の郷土工芸展が、二月二日から二五日にかけて浜松市中区の遠鉄百貨店で行われた。

会場には鎌倉時代が起源とされる掛川手織屑布や浜松に吹く松風の音に名前が由来するざざんざ織など、静岡が誇る国指定伝統工芸品と県指定郷土工芸品合わせて一二種類の作品が一堂に展示された。

職人による実演も行われ、来場者は竹ひごを精密に組んで作られる駿河竹千筋細工の制作の様子に見入っていた。



▶来場者は工芸品が作られる様子に
間近で触れた

また、小学生を対象とした制作体験も開催。このうち初日には駿河漆器の制作体験が行われ、浜松市立竜禪寺小学校、

同南庄内小学校の四年生が静岡漆器工業協同組合の安藤嘉津夫理事長らから指南を受けた。卵殻のかけらを集めて富士山を描き、キーホルダーを装飾する作業に挑戦。生徒の一人は「卵殻を貼りつけるのはすごく集中力がある」と感想を話した。



▲安藤理事長(右)から指導を受け制作に取り組む小学生

振興会の佐野成三郎副会長(静岡塗下駄工業組合理事長)は「まず地元の方に知ってもらうことが大切。こうした場で多くの方と触れ合い、工芸品ファンを増やしたい」と今後への抱負を述べた。

障がい者らが製作の日用品を 景品として提供

静岡県遊技業協同組合

静岡県遊技業協同組合(佐原英雄理事長)の組合員である県内のパチンコ店など三五〇店舗では二月二日から、景品などとして、障がい者福祉サービス事業所で作られた日用品の提供を始めた。

各店舗は、組合を通じて県内二一事業所からタオルハンカチや割り箸などの製品三〇種類、合計七万七千個以上(約七〇〇万円分)を購入した。静岡市駿河区の店舗では、「障がい者の自立を支援しています」と書かれたシールが貼られた製品が、製作の様子を伝えるパネルとともに並べられた。購



▲障がい者福祉サービス事業所の製品を手渡す通所者(右)

入代金は各事業所に通う障がい者らに工賃として支払われる。

同店を訪れた静岡市葵区の事業所ラポール古庄の通所者は、

「いただいたお金で料理の材料を購入したい」と笑顔を見せた。

組合では、障がい者の自立支援などを目的に、平成一三年度から同様の事業を行っている。

山路忠親専務理事は

「多くのお客様に利用いただくことで、通所者の皆さんの励みになれば」と期待する。

今回の取り組みには、県内の障がい者福祉サービス事業所を支援するNPO法人オールしずおかベクトルコミュニケーションなどが協力した。



▲製作者の気持ちがこもった製品が各店舗のカウンターに並び

品質や地域色を前面に

大手食品小売業者との商談会を開催

静岡県食料産業クラスター協議会・静岡県中央会

静岡県や静岡県中央会などで構成する静岡県食料クラスター協議会は、二月二十七日、静岡市内のホテルで、しずおか食のマッチング商談会を開催。県内の食品加工企業一六社が参加し、首都圏を中心に店舗を展開する大手食品小売業のバイヤーに各社こだわりの品をアピールした。

会場には個別商談ブースが設けられ、参加企業が緑茶や水産加工品、菓子など自社製品をバイヤーに説明した。新商品の緑茶製品を紹介した森町の企業の代表者は「量販店と値段での勝負は難し



▲こだわりの品をアピールした個別商談会

い。品質の良さをアピールし、販路を開拓したい」と意欲を見せた。バイヤーは商談後に評価シートを記入し、アドバイスなども添えた。千葉県内で多店舗展開するスーパーの担当者は「大手メーカーにない、地域色豊かな良い商品との出会いに期待している。一緒に発信していければ」と話した。

当日は専門家による商品開発や販路開拓の相談、フリー商談会や交流会も開かれ、参加者は販売力の向上を図るとともに、積極的な情報交換を行った。



▲交流会では積極的な情報交換が行われた

組合青年部静岡県大会

徳川家康からリーダー像を学ぶ

静岡県中央会・静岡県青年中央会

県内の組合青年部間の連携強化や情報交換などを目的とする組合青年部静岡県大会が、三月二日、静岡市葵区のクーパーホール会館で開催された。大会には若手経営者や後継者ら約六〇名が参加。静岡県内の各地にゆかりのある徳川家康の生涯からリーダーのあるべき姿などを学んだ。

はじめに、通産省OBで、徳島文理大学大学院教授、NPO法人コーポレートガバナンス協会理事を務める八幡和郎氏が「リーダーとしての徳川家康と戦国武将たち」と題して講演した。

そのなかで八幡氏は「戦国というバブルな時代に家康は流行を追わず、一族の安泰を第



▲八幡氏はリーダー論を熱く説いた

一に考えてきたことが、徳川家の繁栄に結びついている」と語った。

続いて八幡氏と静岡県青年中央会中村大航会長との対談が行われ、県内経済や若手経営者のあるべき姿などに関する意見が交わされた。

静岡県の産業振興策については「ものづくりが盛んな割に、工業系の人材が不遇な状況にある。今後、工業系の人たちを後押しする社会基盤の整備が必要だ」と述べた。



▲活発に意見が交わされた対談

Topics

日中関係の悪化が 景況に大きな影を落とす 年末には回復基調に

情報連絡員による月次景況調査からみる
平成24年県内中小企業の景況

本会では、県内中小企業の景況を迅速かつ的確に把握するため、様々な地域や業種の組合役員八七名に情報連絡員を委嘱。景況調査を昭和四九年から毎月実施している。連絡員から寄せられる景況に関するデータや業界の動き、要望などの情報は、本会で取りまとめ、行政や関係機関への情報提供を通じて、中小企業施策への反映やその資料として活用されている。

トピックスでは、昨年に連絡員から寄せられた「売上高」「収益状況」「業界の景況」の主要三指標を中心に、平成二四年（一月から二月まで）の県内中小企業の景況を振り返る。

静岡県中央会における 情報連絡員制度の概要

◎連絡員数
八七名

◎業種
一七業種（食料品製造、一般機械機器など製造業一業種・小売、建設、運輸など非製造業六業種）

◎調査項目

「売上高」「在庫数量」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「資金繰り」「設備操業度」「雇用人員」「業界の景況」の九項目について、前年同月と比較し、「好転」「不変」「悪化」を判断。連絡表によって、本会に毎月報告される。

本会では、これらを集計し、DI値（増加・好転組合数ー減少・悪化組合数）／調査対象組合数×一〇〇）を算出。国をはじめとする行政機関や日本銀行、全国中央会、商工団体、金融機関、報道機関等に対し、静岡県中小企業の景況として情報を提供。

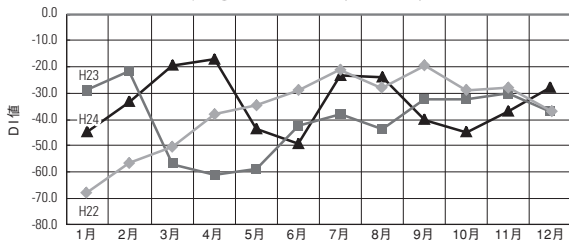
また全国中央会を通じ、全国三〇〇〇人の連絡員による全国統計として、景況判断の指標に用いられるなど、多方面で活用されている。

売上高

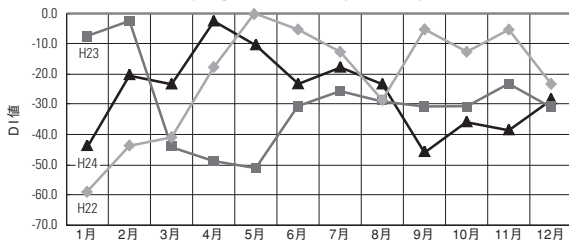
全業種の売上高は、六月は天候不順、また九月には日中関係の悪化などの影響を受けて下落した。その後、年末に発足した自民党政権への期待から一二月にはマズ二〇台後半を示し、回復傾向にある（図表①）。

製造業の売上高は大震災の影響の収束を受け、四月にマズ二六まで回復、平成一九年三月以来となるプラス値が眼前に迫った。しかし電力料金の値上げや円高などの影響からマズ二〇台に反転。九月には日中関係の悪化などが追い打ちをかけた。四六一と四〇ポイント以上数値を下げた。一二月にはマズ二〇台に戻っている（表②）。

表① 売上高（全業種）



表② 売上高（製造業）

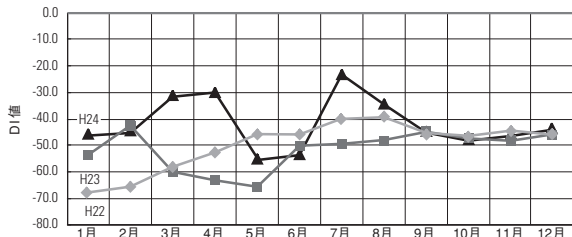


収益状況

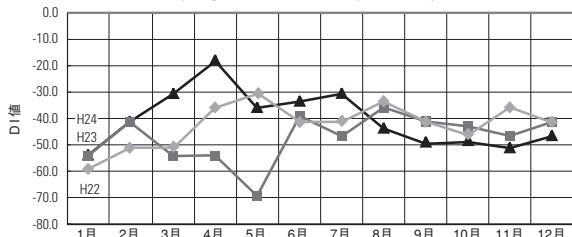
全体の収益状況は、春先から改善傾向にあったものの、原材料の高騰などから五月に急落した。夏場に入って回復が見られたが、秋口になると原材料高などの影響を受けて再度び下落。以後はマイス四〇台と前年並みの水準で推移した(図表③)。製造業は、四月にマイス一〇台に回復したが、その後はマイス三〇台からマイス五〇台前半での動きを示した(図表④)。

非製造業では前期において乱高下が激しく、五、六月は製造業を三〇ポイント以上下回った。後期はマイス四〇台で推移した。

表③ 収益状況(全業種)



表④ 収益状況(製造業)



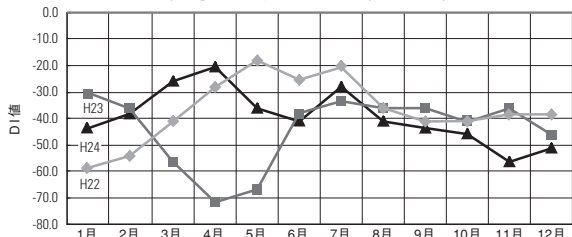
業界の景況

全体の景況は年初から上昇傾向にあったものの、四月のマイス二六五をピークに急降下。翌五月にはマイス五七五と大きく落ち込んだ。

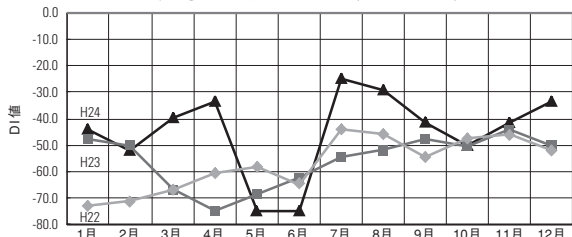
製造業は年間を通して下降と上昇を繰り返した。一月にはマイス五六四まで下落したが、新政権への期待からか翌月には上向きに転じた(表⑤)。

非製造業では五月に前年四月以来のマイス七〇台後半に落ち込んだが、七月には猛暑で夏物が伸びたことなどから五〇ポイントも回復。しかしこれも一時的で、長引く不況の影響により再び下降線を辿った(表⑥)。

表⑤ 業界の景況(製造業)



表⑥ 業界の景況(非製造業)



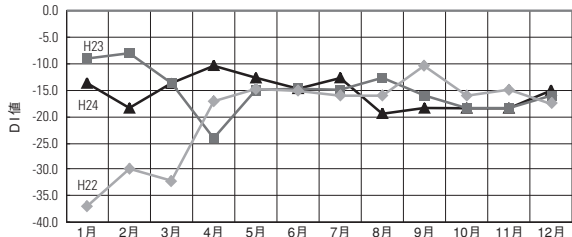
その他の指標

昨年前期はマイス一〇台前半で推移していた「雇用人員」だが、収益状況や各業界の景況悪化が影響して後期はマイス一〇台後半が続ки、若干の落ち込みを見せた(表⑦)。

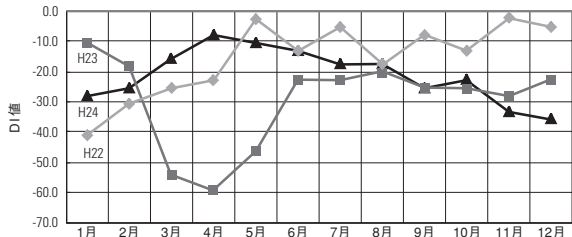
業種別で見ると、非製造業は年間を通じてマイス一五ポイント前後で推移。一方、製造業では四・五月にマイス一ケタ台と改善したものの、後期にはマイス二〇台が続き、厳しい雇用状況が伺える。

「設備操業度」(製造業のみ)は春から夏場にかけて回復傾向を示したが、秋以降は原材料の高騰や日中関係悪化の影響を受け、その値を下げている(表⑧)。

表⑦ 雇用人員(全業種)



表⑧ 設備操業度



静岡県中央会会員の皆さまへ耳より情報!



約37%割引!!

(団体割引30%役職員一括
契約割引10%適用)

静岡県スーパーJプランご加入のおすすめ

— 普通傷害保険(準記名式包括契約特約、就業中のみの危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット) —

万が一の事故に備えて社員の安心をバックアップ
静岡県中央会の団体傷害なら こんなにオトクです



業種:建設業、年間売上高4.5億円、全従業員が職種級別B
お一人あたり死亡・後遺障害保険金額2,000万円、入院保険金日額10,000円、手術保険金(手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍・40倍)、通院保険金日額5,000円の場合

通常の傷害保険に
加入している場合



毎月の
保険料は

月々47,880円

1年間で

170,640
円もお得!

団体傷害保険に
加入している場合



静岡県中央会
の団体傷害なら

月々33,660円

- 上記は職種級別B(自動車運転者、建設作業者等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険料はご加入いただいた被保険者(補償の対象者)の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。静岡県中央会の傷害保険制度に加入された被保険者の人数を合算します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

ご連絡先

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 静岡第二支社
〒420-0031
静岡市葵区呉服町1-2 三井住友海上静岡ビル4F
TEL: 054-273-5135 FAX: 054-273-5230

◎事務幹事代理店 静岡県協同振興株式会社
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1
TEL: 054-251-1637 FAX: 054-255-0673

○募集代理店 静鉄保険サービス株式会社
〒420-0837 静岡市葵区日出町8-3 静鉄日出町ビル2F
TEL: 054-653-5007 FAX: 054-653-5068

○募集代理店 有限会社市川保険サービス
〒433-8112 浜松市北区初生町700-7
TEL: 053-414-2237 FAX: 053-414-2238

NO.96405 SA9-091020-A3N 2011.07/A3N15/B

革新企業 有限会社クリンティ松野(静岡市葵区)

深蒸し茶の素晴らしさを 味わおう！

業界初！本物のお茶に会える茶産地体験を開催

所在地：〒421-2121
静岡市葵区津渡野68
TEL：0120-135-009
FAX：0120-135-099
URL：http://www.shizuoka-tea.com/
代表者：小田巻道人



▲松野地区の茶畑。平面的に広がる珍しい存在だ

平面的に広がる河岸段丘の茶畑

静岡市の北部、安倍川の中流沿いに位置する松野地区。豊かで上質な水と澄んだ空気、そして特有の地形を活かし、古くから緑茶や根菜類の栽培が盛んで、地域に暮らす人々の暮らしを支えてきた。

松野地区は河岸段丘にある集落としても有名。高い部分の段丘には茶畑があり、ミニ牧之原台地といった感じだ。ただ土壌は黒土で、茶畑が平面的に広がっている点が牧之原との大きな違いである。

茶畑は東から南南西に開け、午前中

を中心として長い時間太陽に照らされるため、でき上がる茶葉は葉肉が厚く、深蒸しに適しているのが大きな特徴。

茶の甘みやコクを最大限に引き出すには、茶葉をできるだけ長く蒸すことが求められる。深蒸し茶の一般的な蒸し時間が約一二〇秒に対し、松野産は約二〇〇秒。このことから、松野産茶葉の葉肉がいかに厚いかが分かる。

生産から製造、販売まで一貫して展開

(有)クリンティ松野は平成一二年の設立。安全・安心な、文字通り「クリーン」な深蒸し茶の供給を目的に、それまで地元にあった二つの茶農協を発展的に解散。その組織を核に地域の茶農家も参画し、平成一四年の一番茶から操業を始めた。主に「原料となる茶」を中心に生産している。

「当社には仕入がありません。自分たちの生産物だけを用いた製造を、設立当初から一貫して行っています」と語るのは、同社で企画と営業を担当する箕輪匡人さん。中央会が平成二一年度から行った農商工連携推進人材育成塾の修了生でもある。

近年では、工場の店頭での煎茶の小売りを手掛け、毎日曜の朝には敷地内で市を開催。地元で採れた新鮮な農産物を販売している。

茶葉本来の風味を味わって いただきたい

同社では今回、茶業界初となる「蒸したて茶の喫茶&茶摘み体験」を、一番茶時期の四月二十八日から五月一二日まで開催する。

箕輪さんは

「蒸したて茶には青く瑞々しい、茶葉本来の風味があります。しかし劣化が早く、生産者しか味わえません。ぜひ多くの方にこの味、そして日当たり最高の茶畑で茶摘みを体験していただきたい」と自信を込める。

体験時間は一〇時から一八時。料金は一人二五〇円から要予約。詳しい内容は同社のHPに掲載している。参加申し込み、お問い合わせは直接同社まで。



▲蒸したての茶葉。あなたも手に取り、そして風味を味わってみては

(平成25年2月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員87名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

業界の声 対象17業種より抜粋

● 食料品

海の漁が本格的に動き出す時期に入り、好漁を期待したいところ。だが、原油使用包装材(スチロール類・紙類)等の高騰傾向及び電気料金値上げのコスト高への不安が残る。

● 木材・木製品

蒲鉾板の材料となる北米産木材の価格が現地の需用増に伴い価格が上昇しているのに加えて円安が進展し、仕入コストが増加している。価格の上昇分が製品単価に転嫁できるか予断を許さない状況にある。

● 生産用機器

政権交代により株高・円安に向かっているが、輸入原材料をはじめ原油、電力等の高騰により厳しい状況が当分続くものと考えられる。しかし、作られた製品に転嫁出来ないのが現状。円安は景気回復には必要ですが円高対応しか考えてこなかった企業は、円安の痛みを味わうものと思われる。

● 輸送用機器

登録車は、前年のエコカー補助金効果に対する反動で減少しているが、軽四輪は、前年並みの実績を残すことができた。引き続き企業によって受注量に差が出ている。

● 卸売業

当月の売上は、前年対比10%マイナスであった。理

由は、一般消費者の消費動向が非常に鈍いためであると感じられる。

● 商店街(静岡市)

商店街の大手店舗が閉店。閉店セールでは、かなりの集客をしていたが、その後はやはり賑わいが減少したように感じられる。

● サービス業(不動産)

相変わらず購入希望客が少なく商いは低調。前年同月も同様で、売上高としては低いまま推移している。

● サービス業(宿泊)

2月は河津桜の開花が遅れた影響により、平日の集客が悪かった。

● 建設

国や県等の大型補正予算が決まり公共事業が増額されたが、技術者・技能者の確保と労務費の上昇、資材の確保と価格の上昇等大きな課題有り。発注方法の弾力的運用を期待したい。

● 運輸

景気回復局面入りと言われ始めたが、急速な円安が進んだことにより2月の燃料価格は1月に比べて4~5円/ℓ値上がりした。昨年同月より7~8円/ℓ高くなっているため、収益を圧迫している。



通常総会の招集に際しては「決算関係書類等」と「監査報告書」を提供することとなっていますが、総会当日に持参し忘れる組合員がいることが想定されるため、これらの資料をもう一度配布しようと考えています。

必要な資料の提供を1回で済ますことはできないでしょうか。



通常総会の招集手続きの省略に関して、**組合員全員の同意があれば、「決算関係書類等」及び「監査報告書」の事前提供は必要なくなる**ことから、通常総会当日のみ資料を用意すれば足ります。



景況ウォッチ

組合活性化情報

円安によるコスト上昇分を価格転嫁できず 収益を圧迫している

概況

- 2月の前年同月比のDI値は、「販売価格」「収益状況」「雇用人員」「業界の景況」の4項目が改善した。
- 製造業は、前月との比較で「売上高」「在庫数量」「取引条件」「収益状況」「資金繰り」「設備操業度」の6項目において悪化した。
- 非製造業では、「売上高」「在庫数量」「販売価格」「取引条件」の4項目において悪化した。
- 中小企業の景況は、円安による原油価格や輸入原材料の高騰により調達コストが上昇しているにもかかわらず、販売価格への転嫁ができないため収益を圧迫している。政府の経済対策の効果について、業種間に格差が生じているとの声もあり、先行き不透明な状況が続いている。

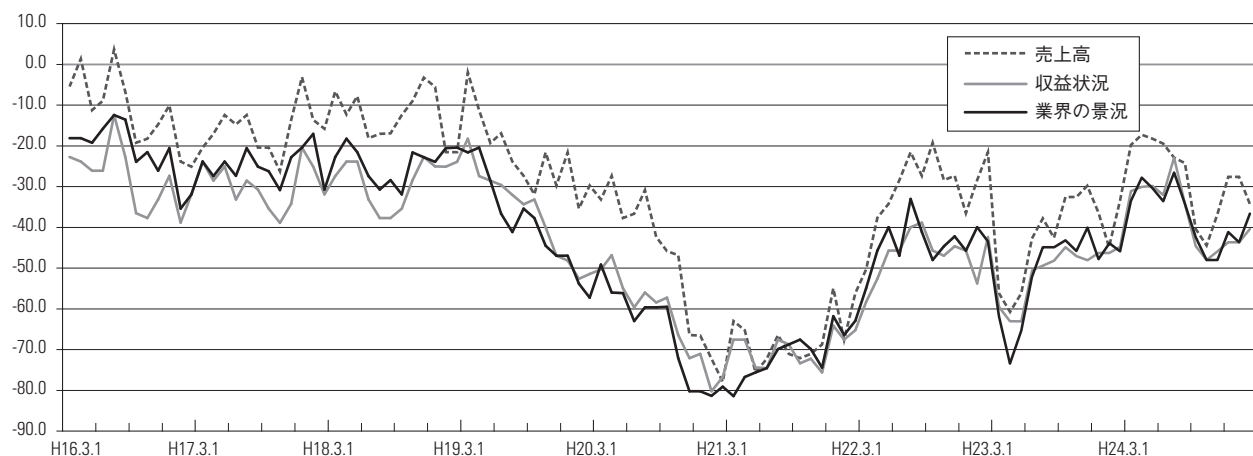
DI値の推移 ※DI値 = [(増加・好転組合数 - 減少・悪化組合数) / 対象組合数] × 100

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
H25.02	-34.5	-18.1	-4.6	-17.3	-40.2	-28.8	-25.6	-12.6	-36.8
DI値	☂	☀	☁	🚩	☂	☂	☂	🚩	☂
H25.01	-27.6	-24.6	-6.9	-13.8	-43.7	-28.7	-23.1	-13.8	-43.7
H25.01→H25.02	-6.9↓	6.5↑	2.3↑	-3.5↓	3.5↑	-0.1↓	-2.5↓	1.2↑	6.9↑

+0.1以上…☀ ±0.0～-10.0…☁ -10.1～-20.0…🚩 -20.1～…☂ なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好転を示している。

- ◎今月の業界状況を主要三指標の前年同月比DI値で見ると、売上高-34.5(1月-27.6)、収益状況-40.2(同-43.7)、業界の景況-36.8(同-43.7)となった。「売上高」は悪化したものの「収益状況」「業界の景況」は改善した。
- その他の項目は在庫数量-18.1(同-24.6)、販売価格-4.6(同-6.9)、取引条件-17.3(同-13.8)、資金繰り-28.8(同-28.7)、設備操業度-25.6(同-23.1)、雇用人員-12.6(同-13.8)となり3項目において改善した。

主要三指標DI値推移(過去10年間)



平成25年度 中央会事務局機構図

平成25年4月1日付

会 長
佐野光治

専務理事
村田雄示

常務理事
眞野美博

事務局長
木村通利

事務局次長
村松晴義

ものづくり支援センター
部長 深井利治

総務部
部長 村松晴義(兼務)

業務部
部長 田中寿一

労働対策課
課長
梅原富之

総務課
課長
長谷川揚祐

業務管理課
課長
草島信介

業務課
課長
草島信介(兼務)

佐塚一弘
菊池憲晃
青山しのぶ
瀧 優希

高木良訓

押尾昌俊
杉浦理香
永田文子
水野 円

牧野千浪
大石裕子
深沢宮子
山本つかさ

(静岡県産業振興財団)

植田勝智(理事)

松本彰祥(課長)

吉田一也(課長代理)

静岡県協同振興(株)

代表取締役
佐野光治

専務取締役
村田雄示

取締役
山梨隆康

部長
田中寿一

課長
高橋利明

町田昌恒

牧野仁美

柴田有里枝

事務局次長
松下剛久

指導部
部長 小林孝志

労働部
部長 古井敏夫

東部事務所
所長(課長)
渡辺国義

副所長(課長代理)
中村佳樹

太田 肇

近藤真臣

飯塚 隆

山口直子

西部事務所
所長(課長)
田中秀幸

副所長(課長代理)
鈴木充正

平川博人

住川守雄

永井康弘

棕本三千代

國友舞雪

連携組織課
課長
大村吉夫

真野匡雄

藪崎義行

三宅大介

上杉美穂

経営支援課
課長代理
矢部富生

大谷裕紀

関本 博

増田泰彦

能登香織

伊藤嘉余子

調査研究課
課長
伊藤健雄

吉田慶敏

長坂和広

岡 美希

(宮本 愛)

由等を明らかにして、事業主に申し出る必要があります。介護休暇の利用については緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は、事後となっても差し支えないこととすることが必要です。

※「所定外労働の制限」、「介護休暇」は、あらかじめ制度が導入され、就業規則等に記載されるべきものであることに留意してください。

お問い合わせ・育児・介護休業法に関する情報は↓
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>
 TEL：054-252-5310 静岡県労働局雇用均等室へ

～対象事業主の範囲も拡大します～ 4月1日から障害者の法定雇用率が上げられます

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から上げられます。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

◆ご注意◆
従業員50人以上56人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、**従業員56人以上から50人以上に拡大されます。**

県では、障害者を新たに雇用しようとする事業主に対し、障害者が行う職務の選定等についてアドバイスを行う「障害者雇用アドバイザー」による支援を実施しています。

支援を希望される場合は、静岡県雇用推進課までお問い合わせください。

障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは、事業所管轄のハローワークにご相談ください。

■お問い合わせ
 静岡県労働局 職業安定部 職業対策課
TEL：054-271-9970
 静岡県 経済産業部 就業支援局 雇用推進課
TEL：054-221-2826

「2013春季生活闘争に関する要請」の最終確認

連合静岡の吉岡秀規会長、石塚智昭副会長（中小労働委員会委員長）ら4名が2月22日、本会の佐野光治会長を訪ね、雇用安定・創出や全労働者の賃金の維持・改善、非正規労働者の処遇改善などを求める「2013春季生活闘争に関する要請書」を手渡し、本会傘下の各団体・企業に以下の周知を要請した。

1. 雇用の安定・創出に向けた労使における危機感の共有
 労使による真摯な話し合いと協力により、適正な危機感の共有をはかりつつ、可能な限りの雇用確保と雇用創造をめざし、県内の魅力ある労働環境を築いていくことを要請。

2. 生産性向上に向けた全労働者の賃金の維持・改善
 企業は活力ある労働力を確保し、維持する為にも、賃金水準の低下の歯止めと適正水準を図る為に賃金制度を整備し、従業員の帰属意識の高揚や企業の生産性向上に繋げる人事政策を持つことが必要であると考え。その為には、労使双方が自らの賃金カーブを把握し、その維持原資確保に向けた最大限の努力を行うと共に、必要に応じた賃金は正にあっては、年齢別の水準を意識していくことが必要である。経営陣自らは勿論、労使間においても十分な協議が行われるように指導を要請。

3. 非正規労働者の処遇改善
 非正規労働者を含む全従業員対象の企業内最低賃金協定の締結、非正規労働者の処遇改善に関しても指導。また、改正された労働契約法を踏まえ、「法の趣旨」に沿った就業規則の改正に取組み、「有期労働契約から無期労働契約への転換」「雇止め法理の法定化」及び「不合理な労働条件の禁止」について適正な対応を要請すると共に、社会・労働保険の加入についても関係する法規を遵守することによって、増加する非正規労働者との個別紛争を未然に防ぐように指導を要請。

4. 法令遵守
 労働関係法令で定める労働契約締結及び解除に関する法規に違反する場面が多くみられるので、その改善に関する指導・周知を要請。



従業員数が100人以下の事業主の皆さま 改正育児・介護休業法が全面施行されます！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまでの適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。

①短時間勤務制度 ②所定外労働の制限 ③介護休暇

1. 短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)

制度の概要

- 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

対象となる従業員 短時間勤務制度の対象となる従業員は、以下のいずれにも該当する男女従業員です。

- ①3歳未満の子を養育する従業員であって、短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと。
 - ②日々雇用される労働者でないこと。
 - ③1日の所定労働時間が6時間以下でないこと。
 - ④労使協定により適用除外とされた従業員でないこと。
- 以下のア)～ウ)の従業員は労使協定により適用除外とすることができます。
- ア)当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない従業員
- イ)1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- ウ)業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員
- ※このうち、ウ)に該当する従業員を適用除外とした場合、事業主は、代替措置として、以下のいずれかの制度を講じなければなりません。
- (a)育児休業に関する制度に準ずる措置
 - (b)フレックスタイム制度
 - (c)始業・終業時間の繰上げ・繰下げ（時差出勤の制度）
 - (d)従業員の3歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他のこれに準ずる便宜の供与

手続き 短時間勤務制度の適用を受けるための手続きは就業規則等の定めによります。こうした定めについては、事業主は、適用を受けようとする従業員にとって過重な負担を求めることにならないよう配

慮しつつ、育児休業や所定外労働の制限など他の制度に関する手続きも参考にしながら適切に定めることが必要です。

2. 所定外労働の制限

制度の概要

- 3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

対象となる従業員 原則として3歳に満たない子を養育する全ての男女従業員（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象となりません。

手続き 所定外労働制限の申出は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日の1か月前までに、事業主に申し出る必要があります。また、申出は何回もすることができます。

3. 介護休暇

制度の概要

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。
- 介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。
- 「要介護状態」とは、負傷、疫病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。
- 「対象家族」とは、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母です。
- 「その他の世話」とは、ア)対象家族の介護、イ)対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をいいます。

対象となる従業員 原則として、対象家族の介護、その他の世話をする全ての男女従業員（日々雇用者を除く。）が対象となります。ただし、勤続年数6か月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象となりません。

手続き 介護休暇の申出は、休暇を取得する日や理

くみあい 百景

企業組合鷺沢風穴

豪快な自然の石灰岩洞窟で 地域の活性化を図る

学術的にも貴重な わが国唯一の水平天井

天竜浜名湖鉄道の都田駅から北へ約四キロ、浜松市の北端、鷺沢町のミカン畑に囲まれた谷あいには鷺沢風穴は位置する。

それほど大きくはない石灰岩の洞窟だが、洞内は入り口からわが国唯一の水平天井が続き、奥に進むと不思議な形をした鍾乳石がずらりと並んでいる。池あり、谷あり、通路も高低差があつて複雑で、子供から大人まで洞窟探検の気分が味わえる。以前、風穴を調査した大阪経済法科大学客員教授の浦田健作氏（地質学）は

「内部における浸食の形状が非常に珍しく、学術的にも貴重な存在



▲水平天井では見渡す限りまっ平らな岩盤が続く

だ」と述べている。

出口には「風穴の泉」（天下の名水）なる湧き水が飲めるようになっていて、この水は風穴の奥深くから湧き出ており、天然のミネラルをバランスよく含んでいるこ

住所 / 〒431-2104 浜松市北区鷺沢町字穴の久保428
TEL / 053-428-2965
入洞時間 / 8時30分～16時
理事長 / 西澤幸次郎
組合員 / 25人
定休日 / 毎週水・金曜日
（祝祭日は営業）
7月・8月は無休
設立 / 平成3年1月10日

とが厚生労働省に登録する水質検査機関により証明され、くせの無いまろやかさが大きな特徴。沸かした湯で入れた緑茶は色鮮やかで味も良く、お米に利用するとおいしいご飯が炊けると評判も高い。二〇リットル〇〇円と格安のため、県中西部はもとより愛知県からも水を求めて大勢の人が訪れ、土日祝日は三〇〇四〇分待ちもしばしば。また付近には売店、アスレチック、オートキャンプ場等の施設が整備されている。



▲人気の湧き水「風穴の泉」を汲む来訪者

法人化により 施設の充実を図る

洞窟は昭和五九年二月、地元の滝沢町・鷺沢町の協力を得て三遠洞くつ研究会が発見。二年二ヵ月に及ぶ発掘調査を経て、昭和六一

年に観光施設として開洞した。その後、地元の住民で組織する滝沢町・鷺沢町観光開発協会の手により、さらに洞窟の奥への発掘作業と見学者への対応が進められてきた。

そして平成三年一月、観光開発協会内の同意者二〇名により、鷺沢風穴を中心として地域の活性化を目指す企業組合が設立されたのである。

組合設立以降も、洞窟の発掘と周辺整備が進められてきた。設立当時、奥行きが三〇メートル程であった洞窟も現在は約一〇〇メートル。本洞のほかには支洞もあり、見どころは多い。

周辺の整備も進み、設立時は小さなプレハブの事務所だったが、現在は事務所を兼ねた売店、アスレチック施設、オートキャンプ場、自然科学博物館と施設も充実。アクセス道路も拡幅し、駐車場も整備した。

売店ではジュースやアイスクリームの販売をはじめ、組合員や近隣の農家が栽培した農産物や加工品等のほか菓子類や漬物など地元業者からの受託販売を行うことで品揃えの充実を図り、来訪者のニーズに込えている。



▲手作りの案内看板。後方には新東名が走る

組合事業の主体である風穴の入洞料大人四〇〇円、小人二〇〇円。平成二三年度の入洞者は約五千人であった。季節的には人々が涼を求める夏が中心で、七月九月の三ヶ月で半数以上を占めている。平成二四年度には四月に新東名高速道路が開通。浜松サービスエリアのスマートインターチェンジから約一五分で来ることができるようになったことから多くの人が訪れ、年間で約七千人と前年度比で四割も増加した。組合では以前から案内看板を周辺道路に設置し誘客に努め、新東名開通に合わせて浜松サービスエリアからの沿道にも設置。来訪者が迷うことなく着けるように配慮している。

”新東名効果“で来訪者が大幅に増加



▲西澤理事長(左)と小山氏

二〇数年前と比べて、風穴とその周辺は順調に整備が進んできた。滝沢・鷺沢地区の恵まれた自然環境を活かしながら、自らの手で発掘作業を行った風穴を核に”町の活性化を目指す“という目標に向かつて、今後とも地域と一体となった組合活動が続く。

設立から二二年余り。課題と今後について西澤理事長と事務局担当の小山忠昭氏は
「組合員の多くが七〇代後半。力仕事も年々きつくなり、世代交代をいかに進めていくかですね。湧き水を汲みに来る人たちが気軽に立ち寄ってくれますので、その雰囲気を保ち続けたいですね。地域の良さを前面に出し、多くの方に自然の姿を見て楽しんでいただけるよう努めていきます」と口をそろえる。

気軽に立ち寄れる雰囲気を迎えたい

公正取引委員会からのご案内

下請法や優越的地位の濫用等への疑問や質問にお答えします！

公正な取引を実現するため私どもにご相談下さい

移動相談会 ～あなたの地域・職場に伺います！～

公正取引委員会は移動相談会を開催しています。取引先による支払い遅延や返品などでお困りの場合、公正取引委員会にご相談下さい。(相談無料)
※同じ悩みをお持ちの方々と3社以上でお申し込み下さい。

相談窓口 ～電話での相談にも対応いたします～

移動相談会のお申し込み、電話での相談は下記までお願いします。
公正取引委員会中部事務所下請課 TEL：052-961-9424

秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。



食

食という漢字は「人を良くする」と書きます。

実際の漢字の成り立ちは違うようですが、食べることは毎日のエネルギーと栄養を摂取する大切なことです。バランスの良い食事をする事で健康にもつながり、逆に偏った食事をすると体調を崩す原因ともなります。最近では食も欧米化してきており、生活習慣病が増加傾向にあるそうです。欧米食も楽しみながら、常日頃のバランスの良い食事を考えていけたらと思います。

私は現在、静岡市清水区蒲原で桜えびを製造販売しております。桜えびは駿河湾でしか水揚げがなく、カルシウムを豊富に含む貴重な資源です。

少しでも多くのお客様に食べていただき、喜んでいただけるよう今後も努力していきたいと思っております。



静岡県清水青年中央会
理事
としのり
古郡 永記
古郡商店

編集室 便り

4月に入り、新たな環境や部署で新年度を迎えられた方も多いことと思います。かく言う私も、4月1日付をもって東部事務所に異動となり、本誌の編集から離れることとなりました。

1年間という短い間ではありましたが、県内各地の会員組合にお邪魔し、多くの方々から様々なお話を伺えたことは、何物にも代え難い貴重な経験となりました。

本会の業務の性質上、形に表わすという場面があまり無いのですが、そうした中で自分が携わっ

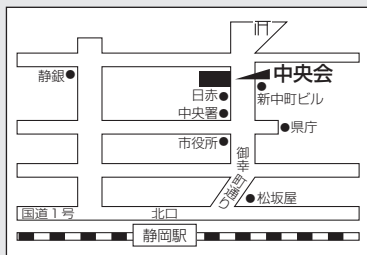
たものを毎月、冊子という形あるものにできたことは、緊張に身を引き締めながらも、喜びを感じられるものでした。私が手がけたものは12冊と少ない数ではありますが、自身の宝物にしたいと思っております。

読者、そして取材にご協力いただきました多くの皆様に改めて感謝申し上げますとともに、引き続き本誌のご愛読をどうぞよろしくお願いいたします。

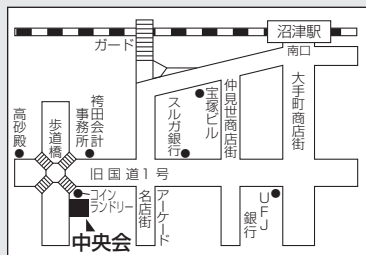
(中村)

中小企業静岡4月号 (通巻713号)

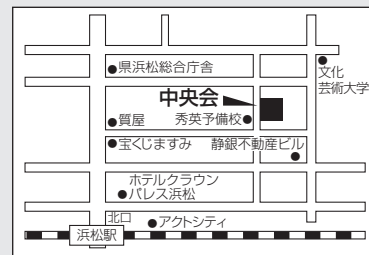
- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL / 054-254-1511 FAX / 054-255-0673
 東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL / 055-963-4511 FAX / 055-963-8307
 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL / 053-453-2195 FAX / 053-453-2198
- 中央会ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス joho-kikaku@siz-sba.or.jp
 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)



静岡事務所



東部事務所



西部事務所

安全運転研修を受講しませんか？

運転管理充実パワーアップコース
(4日間)

運転適性検査資格ゲットコース
(5日間)

上記の2コースから、ご希望に応じてお申し込み下さい。



SDワンダくん

ちから
この体験が、力になる。

安全運転中央研修所は安全運転に関する理論と実技が研修できる世界トップレベルの総合的な安全運転教育施設です。



安全運転中央研修所全景



基本走行研修



スキッド研修



危険回避研修



危険予測研修



ブレーキング研修

職場の安全は、交通安全に関する知識と技能を有するリーダーが不可欠です。安全運転中央研修所は、資質の高い運転指導者を育成する国内最大の安全運転研修施設です。

お問い合わせはこちらまで **自動車安全運転センター 静岡県事務所**

〒420-0949 静岡市葵区与一6丁目16番1号(静岡県警察中部運転免許センター内) TEL.054(252)3191 FAX.054(255)3587

つもる話は アフター ファイブに。

仕事帰りにおしゃべり。
アホな話もたくさん。

はずむ話は デイ タイムに。

家族一替りかへる。お休
み。おしゃべり。



働く人に便利な2つの「相談会」が、
ますます利用しやすくなりました。

〈ろうきん〉全店OPEN! 水曜よりみち相談会

17:00~19:00

毎週水曜日 夕方 **予約優先**^{※1}

県内〈ろうきん〉の全営業店で開催中!

ローンのこと、お金のこと。 ご相談内容がひろがりました。

住宅ローンなど、各種ローンのご相談はもちろん、
預金や個人向け国債、投資信託の
ご相談もお取り扱いします。
お金のことなら何でも幅広くご相談ください。

※個人向け国債、投資信託のご相談は予約制となります。

日曜のんびり相談会

9:00~12:00 13:00~16:00

毎週日曜日 **予約制**

県内〈ろうきん〉のローンセンターで開催中!

週末はご家族で。 3ローンセンターでは 土日も相談OK。

お客様の声にお応えして土日も相談会を開催。

土曜日
開催店

- ◎浜松中央ローンセンター
- ◎静岡中央ローンセンター
- ◎富士ローンセンター

※1 ご予約のない場合、混雑状況により当日のご相談をお受けできないこともありますので予めご了承ください。
※ いずれの相談会も、一部開催しない日がございます。

〈ろうきん〉が初めての方も大歓迎。ぜひお近くの〈ろうきん〉へ。

お近くの〈ろうきん〉はこちらから!

モバイル版に
アクセス!



静岡県労働金庫

お問い合わせ
ご予約は

ビボバ de りょうきん 携帯電話からでもOK!
フリーダイヤル 平日 9:00~18:00

0120-609-123

インターネットホームページ
<http://shizuoka.rokin.or.jp>